

## 議第34号

## 滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もしくは」を「または」に改め、「または認定看護師教育課程を履修する者」を削る。

第2条第5号および第6号を削る。

第3条中「第5号」を「第3号」に改め、「有するもの」の右に「（過去に次の各号に掲げる修学資金のいずれかまたは看護職員の確保を図ることを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者（過去に第2号に掲げる修学資金の貸与を受けた者であつて、初めて第1号に掲げる修学資金の貸与を受けようとする者を除く。）を除く。）」を加え、同条第1号中「保健師修学資金」を「看護師等修学資金」に改め、「第19条」の右に「から第21条まで」を、「学校」の右に「（高等学校にあつては、専攻科に限る。）」を加え、同条第2号および第3号を削り、同条中第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削る。

第4条中「から」の右に「修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が当該修学資金の貸与に係る養成施設を卒業し、または当該修学資金の貸与に係る修士課程を修了する月までの間における正規の修業年限を超えない期間」を加え、同条第1号中「保健師修学資金、助産師修学資金および看護師修学資金」を「看護師等修学資金」に改め、同条第3号を次のように改める。

## (3) 大学院修学資金

ア 国（国立大学法人および独立行政法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）の設置する大学院（以下「国公立の大学院」という。）に在学する者 32,000円

イ 国公立の大学院以外の大学院に在学する者 36,000円

第5条中「修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）」を「修学生」に、「一」を「いずれか」に改め、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 虚偽その他不正の手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

第5条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 修学生としてふさわしくない非行のあつたとき。

第7条を次のように改める。

(返還)

第7条 修学資金は、修学生であつた者が、当該修学資金の貸与に係る養成施設を卒業し、または当該修学資金の貸与に係る修士課程を修了した日（第5条の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（前条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）（次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより知事に返還しなければならない。

第8条中「期間」の右に「（第4号の場合にあつては、同号に規定する退職の日から3月以内の期間）」を加え、同条第1号中「もしくは」を「または」に改め、「し、または認定看護師教育課程を履修」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 次条第1項第1号または第2号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。

第8条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、「ほか、」の右に「災害、疾病、負傷、育児休業その他」を加え、「がある」を「により業務に従事できないと知事が認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 当該養成施設を卒業した後、他種の養成施設、修士課程または大学院の看護を専攻とする博士課程に在学しているとき。

(4) 特定施設を退職した後、規則で定めるところにより知事に求職の届出をして他の特定施設に就職しようとするとき。

第9条第1項第1号中「および認定看護師修学資金」を削り、「1年」を「1年6月」に改め、「までに」の右に「当該養成施設卒業に係る看護職員の」を加え、「やむを得ない」を「前条第3号から第5号までに掲げる」に改め、同項第2号中「、やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き」を削り、「5年間」の右に「（前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。）」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号に規定する業務従事期間」を「前2号の業務に従事した期間」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生が、養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに当該養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得し、直ちに特定施設において引き続き貸与相当期間（前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。次号において同じ。）業務に従事したとき。

第9条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を

同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事し、引き続き貸与相当期間業務に従事したとき。

第9条第3項中「前項第1号」の右に「および第2号」を加え、「同号の業務従事期間」を「これらの号の業務に従事した期間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県看護職員修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後新たに修学資金の貸与を受けることとなる者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に修学資金の貸与を受けていた者に対する新条例第3条の規定の適用については、当該者を新条例の規定による相当する修学資金（改正前の第3条第6号に掲げる修学資金にあっては、新条例第3条第1号に掲げる修学資金とする。）の貸与を受けた者とみなす。